

授業オープン化の実施に関する申し合わせ

(目的)

1. 中部大学では、授業のより一層の改善のために FD 活動の一環として授業のオープン化を実施する。これは、他の教員の授業を参観することにより、自己の授業運営における改善への動機付けとなる情報を得ることを主たる目的とする。

(授業参観を希望する場合)

2. 授業参観を希望する教員は、当該授業担当教員に事前に連絡し、必ず授業担当者からの了承を得る。
 - a) 授業参観を希望する場合は、その参観希望日時、目的等を希望する教員に遅くとも1週間前に連絡して参観することの同意を得る。
 - b) 非常勤講師が参観を希望する場合などで直接担当者に連絡することが難しい場合は、大学企画部高等教育推進課が仲介することがある。この場合は、前項に拘わらず、少なくとも2週間前には申し出る。

(授業参観を希望された場合)

3. 参観の申し出を受けた場合は、原則として受諾する。ただし、授業運営上においてやむを得ず支障がある場合は、受諾できない理由を参観希望者に説明をした上で、大学企画部高等教育推進課に対してその事由を報告する。

(授業参観時)

4. 授業参観が行われることになった場合は、授業担当者は、該当授業の受講者に対して、該当授業の開始時に説明する。
5. 授業参観者は、授業運営に影響を及ぼすことのないように充分なる配慮を行う。

(授業参観終了後)

6. 授業参観者は、授業参観した感想等を授業担当者に伝え、相互に意見交換されることが望ましい。
7. 授業のオープン化の実施状況を把握するために、授業参観者は、授業参観した授業科目、授業担当者、日時を大学企画部高等教育推進課に報告する。

以上

附則 この申し合わせは、2009年5月13日開催のFD委員会において承認され、実施する。

附則 この申し合わせは、2019年5月21日開催のFD・SD委員会において、改正が承認され、2019年度より適用される。